

2014年3月23日

JBS Newsletter

中国税務及び投資速報(抄訳)

2014年 2月

Contents

税務法規

1. 商業小売企業の在庫損失にかかわる税
前控除問題に関する通達(国家税務総
局通達[2014]3号)
2. 『増値税のゼロ税率が適用される課税役
務に関する税金還付(免除)の管理弁
法』の公布に関する公告(国家税務総局
公告「2014」11号)
3. その他の通達

商務法規

1. 労務派遣暫定規定(人力資源・社会保
障部[2014]22号)
2. その他の通達

関税法規

アーンスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に
関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を
毎週発行しています。

2014年2月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2014年 1月29日 第2014005号
- ▶ 2014年 2月15日 第2014006号
- ▶ 2014年 2月21日 第2014007号
- ▶ 2014年 2月28日 第2014008号

Japan Business Servicesグループで、2014年2月発行分の中から、
日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、
「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速達」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

EY 安永

Building a better
working world

China Tax & Investment Express

税務法規

1. 商業小売企業の在庫損失にかかわる税前控除問題に関する通達(国家税務総局通達[2014]3号)

概要

国家税務総局[2011]25号通達(以下、「25号通達」、即ち、『国家税務総局の「企業資産損失所得税税引前控除管理弁法」発布に関する通達』)の関連規定に基づき、国家税務総局は2014年1月10日に、国家税務総局通達[2014]3号(以下、「3号通達」)を公布し、小売企業の在庫損失にかかわる税前控除問題を明確にした。

3号通達の主な内容は以下のとおりである。

- ▶ 商業小売企業の在庫が、少量の盗難、廃棄処分、顧客からの返品などによって発生する正常範囲内の在庫損失は、勘定科目に基づき、分類・統括し、リスト申告の形式により企業所得税の申告を行い、同時に損失状況にかかわる分析レポートを提出する。
- ▶ 商業小売企業の在庫が、自然災害、倉庫保管および運送事故などにより発生した非正常な在庫損失に関して、専門項目ごとに企業所得税の申告を行う。
- ▶ 一件(一項目)の在庫損失金額が500万元を超える場合、いかなる原因でも、専門項目ごとに企業所得税の申告を行う。

3号通達は2013年度の企業所得税の申告から適用される。

所見

25号通達は資産損失の申告方式によって二種類に分類される：

(1) 税務機関にリスト申告の方式により資産損失の税前控除を申告する場合、以下の項目が含まれる：

- ▶ 非貨幣性資産を市場価格で販売、譲渡、換金する場合の損失
- ▶ 在庫にかかわる正常範囲内の損失
- ▶ 固定資産が耐用年数の満期を迎える又は超過を原因として廃棄処分を行った場合の損失
- ▶ 生産向け生物資産が使用年限を満たす或いは超えた場合、死亡に起因する正常範囲内の損失
- ▶ 債券、株式、先物、ファンド、金融デリバティブ商品の販売などの各種の取引場及び市場などを通じて発生する損失

(2) 上述(1)の以外の他の資産損失に関して、申請報告書、会計証憑に関する資料及びその他の納税に関連する資料を添付し、専門項目ごとに申告する方式により税務機関に税前控除を申請する(以下、「専門項目申告」)。

企業は当該資産損失が(1)或いは(2)に属するか否かを明確に判断できない場合、専門項目申告の形式により税前控除を申請する。

また、25号通達は在庫損失を棚卸差損、在庫の廃棄、破損或いは変質、及び在庫の盗難に分類し、各種類の在庫損失を税前控除するために提供すべき証明資料を規定している。

25号通達に基づき、3号通達は、在庫損失を正常範囲の在庫損失及び非正常な在庫損失に分類し、商業小売企業の企業所得税の年度確定申告に対し、より明確なガイドラインを提供した。

一方、3号通達において不明確な点が依然として存在する。

「一件(一項目)の在庫損失金額が500万元を超える場合」に関して、どのように確定するか。

3号通達に基づき、一件(一項目)の在庫損失金額が500万元を超える場合、いかなる原因でも、専門項目ごとに企業所得税の申告を行う。実務において、地方税務機関及び企業は「一件(一項目)の在庫損失が500万元を超える場合」に対して、異なる理解を持つ可能性がある。

企業として専門項目申告を避けるために、一項目が多額となる在庫損失を複数の小額の在庫損失に分け、申告する可能性がある。このような方法は税務機関に発見された場合、当該損失の税前控除を否定される恐れがあると考えられる。

3号通達は小売企業のみ適用されるか。

実際、卸売業に従事する企業は小売企業と比べて、販売相手が異なる以外に、業務性質においてある程度類似しているといえる。卸売企業も同様に、3号通達に規定される各項目の在庫損失が発生する可能性がある。しかし、文面のみから見ると、3号通達は小売企業のみ適用されると理解できる。

納税者は3号通達及び25号通達を理解し、関連規定に基づき2013年企業所得税の年度確定申告の申告資料を準備されることを推奨する。ご不明な点がある場合、プロフェッショナルの税理士にご相談ください。

2. 『増値税のゼロ税率が適用される課税役務に関する税金還付(免除)の管理弁法』の公布に関する公告(国家稅務總局公告「2014」11号)

概要

財稅「2013」106号通達(以下、「106号通達」)により2014年1月1日より鉄道運送業及び郵政業が増値税改革試行の対象に組み入れられた後、国家稅務局は2014年2月8日付で国家稅務總局通達「2014」11号(以下、「11号公告」)『増値税のゼロ税率が適用される課税役務に関する税金還付(免除)の管理弁法』を公布した。11号公告は2014年1月1日から施行され、国家稅務總局公告「2013」47号(即ち、『増値税のゼロ税率が適用される課税役務に関する税金還付(免除)の管理弁法(暫定)』、以下、「47号公告」)は廃止された。

11号公告の主な内容は以下の通りである。

項目	内容
課税される納税者及びサービス	中華人民共和國国内(以下、「国内」)に増値税一般納税者として認定される組織及び個人(以下、「ゼロ税率の課税役務に係る提供者」)は、増値税ゼロ税率の課税役務(以下、「ゼロ税率の課税役務」)を提供し、増値税の一般的な計算方法を用いる場合、増値税還付(免除)弁法が適用される。総機構(本店)と「分支機構」(支店)が増値税をまとめて納付する場合、総機構が「増値税ゼロ税率課税役務の提供者」とされる。
ゼロ税率の課税役務の範囲	<p>増値税ゼロ税率が適用される課税役務の範囲は財政部及び国家稅務總局の規定に準じる。</p> <p>11号公告によると、国際運送サービスとは、貨物送り状、船荷証券或いはチケットに記載されるフライト、道路或いは鉄道における出発地或いは目的地が国外にある運送サービスをいう。</p> <p>香港・マカオ・台湾運送サービスとは、貨物送り状、船荷証券或いはチケットに記載されるフライト、道路或いは鉄道における出発地或いは目的地が香港・マカオ・台湾にある運送サービスをいう。</p> <p>また、11号公告の中で以下の役務についてはゼロ税率の課税役務に含まれないことが明確にされた。</p>

項目	内容
ゼロ税率の課税役務の範囲 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国内の旅客或いは貨物を国内の税関による特別監督・管理区域へ運送すること、旅客或いは貨物を国内の税関による特別監督・管理区域から国内の他の地域或いは税関による特別監督・管理区域へ運送すること。 ▶ 研究・開発サービス及び設計・サービスを国内の税関による特別監督・管理区域にある組織へ提供すること。
増値税の還付(免除)に係る 計算	<p>増値税ゼロ税率の課税役務税金還付(免除)弁法には、「免除、控除、還付」方式と「免除、還付」方式の二種類があり、詳細内容及び計算方法は財政「2012」39号通達(即ち、『輸出貨物・役務の増値税及び消費税政策に関する通知』、以下、「39号公告」)に従い施行する。</p>
増値税の還付(免除)に係る 計算ベース	<p>「免除、控除、還付」方式が適用される増値税ゼロ税率の課税役務に係る免除、還付税額の計算ベースは以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 鉄道で旅客を運送するサービスの課税ベースは、鉄道会社に広く適用されている規則に従って計算した運送収益である。 ▶ 鉄道で貨物を運送するサービスの課税ベースは、現行政策に基づき、「出発駅」或いは「到着駅」の駅名に「境」という言葉が含まれる貨物送り状に記載される運送費用及び関連国際連絡輸送費用を控除した実際の収入額である。 ▶ 航空の貨物或いは旅客運送サービスの課税ベースは、航空運送サービスを提供することによる収入(フライトは一人の運送業者によって提供する場合)或いは中国航空結算有限公司が精算した実際収入(フライトが複数の運送業者によって提供される場合)である。 ▶ その他の「免除、控除、還付」方式が適用される増値税ゼロ税率の課税役務に係る課税ベースは、増値税ゼロ税率の課税役務を提供することによる収入である。 <p>「免除、控除、還付」方式が適用される増値税ゼロ税率の課税役務に係る課税ベースは、増値税専用発票或いは中華人民共和国税金納付済証明書に記載される金額である。</p>
輸出税金の還付(免除)に関 する資格認定	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ゼロ税率の課税役務の提供者はゼロ税率の課税役務に係る税金の還付(免除)を申請する前に、所轄税務機関へ申請表、電子資料及び11号公告に規定される関連資料を提出し、輸出税金の還付(免除)認定を受ける必要がある。 ▶ 輸出税金の還付(免除)認定を取得した輸出企業がゼロ税率の課税役務を兼業する場合、11号公告に従って所轄税務機関にて輸出還付(免除)に係る資格認定の変更手続を行う必要がある。

項目	内容
輸出税金の還付(免除)に関する資格認定(続き)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ゼロ税率の課税役務に係る提供者は、輸出還付(免除)に係る資格認定を取得する前にゼロ税率の課税役務を提供する場合、輸出還付(免除)に係る資格認定を取得した後、関連規定に従って税金の還付(免除)を申請することができる。 ▶ 増値税ゼロ税率の課税役務に係る提供者に対して、関連規定に従って増値税の還付(免除)弁法を変更する必要がある場合、所轄機関は現行規定に従い税金の還付(免除)を精算しなければならない。税金の還付(免除)処理が完了した後、変更手続を行うことができる。
増値税還付(免除)申告	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ゼロ税率の課税役務に係る提供者はゼロ税率の課税役務を提供し、財務上は販売収益として認識される次月(四半期)の増値税の納税・申告期限内に、所轄税務機関で増値税納税及び還付(免除)に係る申告を行うことができる。 ▶ ゼロ税率の課税役務に係る提供者は役務収益として認識される月の翌日より、翌年の4月30日(即ち、増値税の納税・申告期限)までに関連する証憑を収集し、所轄税務機関で税金還付(免除)を行う。 ▶ 増値税還付(免除)申告に係る関連書類については、11号公告をご参照ください。
増値税還付(免除)の審査	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 所轄税務機関はゼロ税率の課税役務に係る提供者から提出される増値税還付(免除)の申請を受理する場合、11号公告の規定に従った審査を完了した後、輸出税金還付システムを用いて審査を行う。増値税免除・還付方式が適用されるゼロ税率の課税役務に係る仕入に対して、関連証憑と合わせて輸出税金還付を審査する。所轄税務機関は、審査に際して質疑がある場合、企業による仕入増値税専用発票について通知を行った上で調査或いは検査を行うことができる。 ▶ 研究・開発サービス、設計サービスを輸出することによる還付(免除)方法を「免除・還付」方式から「免除、控除、還付」に変更する国外貿易企業は、申告する還付(免除)税金が異常に増加する場合、或いは輸出貨物及び役務に異常が検出された場合、所轄税務機関は当該国外貿易企業に対して輸出貨物及びサービスに係る関連証憑の提供を要求し、審査することができる。
その他の規定	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 所轄税務機関は国外貿易企業から提供された証憑について、偽造或いは誤りが検出された場合、39号公告の関連規定に従い処罰する。 ▶ 所轄税務機関は増値税ゼロ税率が適用される役務の提供者が提供する研究・開発サービス或いは設計サービスの輸出価格が高すぎると判断する場合、財政「2013」112号通達(即ち、『税収リスクを防止することについての若干増値税政策に関する通知』、以下、「112号通達」)の第五条規定に従う。

項目	内容
その他の規定 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ゼロ税率の課税役務の提供者が、輸出税金還付を詐取する場合、税務機関は国税発[2008]32号通達(即ち、『輸出税金還付を詐取する企業に対する輸出税金還付業務の受理停止に関する通達』)及び112号通達によって処罰する。ゼロ税率の課税役務の提供者が輸出税金還付期間で発生した増値税ゼロ税率課税サービスに対して増値税還付(免除)を申告することはできず、関連増値税を納付しなければならない。 ▶ 増値税ゼロ税率の課税役務に係る提供者が所轄税務機関に提出した申告表、電子資料はすべて輸出税金還付(免除)システムによって作成しなければならない。輸出税金還付(免除)システムの申告表作成、及び申告機能がアップグレードされるまで、申告に必要な電子資料は紙の申告書を用いて申告することができる。
施行	11号公告は2014年1月1日に遡って適用され、2014年1月1日以降のすべての増値税ゼロ税率の対象となる役務に対して適用される。

所見

2012年1月1日から増値税改革試行を上海市で展開して以来、中国政府は新しい業界を試行範囲に組み入れている。財政部及び国家税務総局は2013年12月12日付で106号通達を公布し、2014年1月1日に鉄道運送事業及び郵政事業を増値税改革試行範囲に組み入れた。これに伴い、増値税ゼロ税率の課税役務に係る課税範囲も拡大することになった。11号公告に関する主な変更事項は以下の通りである。

- ▶ 鉄道で国際運送サービス、香港・マカオ・台湾運輸サービスを提供する場合、増値税ゼロ税率が適用されることを課税役務の範囲に追加した。
- ▶ 航空運送サービスを増値税ゼロ税率に適用する課税役務の範囲に追加した。
- ▶ 航海用船舶チャーター、ウエット・リースの方法によって交通運輸手段を賃借し、国際運輸サービス及び香港・マカオ・台湾運輸サービスに従事する場合、増値税ゼロ税率が適用される賃貸側は増値税申告時に貨物送り状を提供する必要がないことを明確にした。
- ▶ 国外貿易企業は、購入した研究・開発サービス或いは設計サービス及び自社開発した研究・開発サービス或いは設計サービスを輸出する場合、増値税ゼロ税率の管理規定が適用されることを明確にした。

ゼロ税率の課税役務を提供する増値税改革の試行納税者は、11号公告を十分に理解したうえで、11号公告に更新された関連文書及び申請条件にご留意ください。また、11号公告は2014年1月1日に遡り、2014年2月中旬までに行われる2014年1月分の増値税還付(免除)の申告に適用される。11号公告が公布する前に2014年1月分の申告を行った納税者は所轄税務機関に補充書類を提供する必要があるかどうかを確認すべきである。ご質問がある場合、税務専門家にご相談ください。

3. その他の通達

- ▶ 『所得及び財産収益に対する二重課税の回避及び脱税の防止に係る中華人民共和国政府及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定』及び協定書の発効・執行の通達(国家税務総局通達[2014]4号)
- ▶ 「一部の行政審査・認可項目の取消し及び下級への移管に関する国務院の決定」の具体化に関する通知(税総発[2014]6号)
- ▶ 実質管理基準による居住者企業の認定に関する通達(国家税務総局公告[2014]9号)
- ▶ 輸入船舶に対する輸入関税に関する通達(財関税[2014]5号)
- ▶ 企業が所有する荒山、森林地帯、湖水等に対する城鎮土地使用税に関する通達(財税[2014]1号)

商務法規

1. 労務派遣暫定規定(人力資源・社会保障部[2014]22号)

概要

労務派遣暫定規定の主な内容について以下のように定める。施行日は2014年3月1日。

適用範囲

以下の組織は暫定規定を適用する。

- ▶ 労務派遣業務を経営する労務派遣組織
- ▶ 派遣労働者を使用する企業(以下、「雇用組織」)¹

¹ 上述の雇用組織は以下の組織を含む。

- ▶ 法に基づき設立された会計士事務所、法律事務所等のパートナーシップ組織及び基金会ならびに民間の非企業組織等の組織
- ▶ 請負、アウトソーシング等の名目で、労務派遣雇用形式により労働者を使用する雇用組織

雇用範囲

– 雇用組織は、臨時的(6カ月を超えない)、補助的(主要業務の職位を補助するサービス)もしくは代替的(雇用組織の労働者が生産を離脱して業務できない一定期間内に、その他の労働者が業務を代替する)な業務職位として派遣者を使用することができる。²

– ²雇用組織による派遣労働者を使用する補助的職位の決定は、従業員代表大会もしくは従業員全体の討論を経て方案及び意見を提出し、労働組合もしくは従業員代表と対等に交渉のうえ確定し、雇用組織内に公示しなければならない。

雇用比率

雇用組織は、労働派遣の雇用者数を厳格にコントロールしなければならず、使用する派遣労働者の数はその被雇用者総数の10%を超えてはならない。

雇用範囲及び雇用比率の制限を受けない場合

– 暫定規定に基づき、以下の雇用組織は臨時的、補助的、代替的な業務職位及び労働派遣雇用比率の制限を受けない。

- ▶ 派遣労働者を使用する外国企業の常駐代表機構及び外国金融機関の駐中国代表機構
- ▶ 労働派遣形式で国際遠洋海員を使用する船員雇用組織

派遣労働者の平等権益に対する保障

- ▶ 雇用組織は、「労働契約法」の規定に基づき、派遣労働者に業務職位と関連する福利待遇を提供しなければならず、派遣労働者を差別してはならない。
- ▶ 労働派遣組織が地域を跨いで労働者を派遣する場合、雇用組織所在地で派遣労働者のために社会保険に加入し、雇用組織所在地の規定に基づき社会保険料を納付しなければならない。労働派遣組織が雇用組織所在地に分支機構を設立していない場合、雇用組織が労働派遣組織に代わって派遣労働者のために社会保険加入手続を行い、社会保険料を納付する。

・ 移行期間の取り扱い

- 雇用組織が暫定規定施行前に使用している派遣労働者数とその被雇用者総数の10%を超えている場合、雇用調整方案を制定し、暫定規定実施日から2年以内に規定比率へ引き下げなければならない。但し、主席令[2012]73号(即ち『中華人民共和国労働契約法』の改正に関する決定)の公布(即ち、2012年12月28日という)前に、既に法に基づき締結された労働契約及び労務派遣協議の期限満了日が暫定規定実行日から2年以後(即ち、2016年3月1日以後)である場合、法に基づき継続して期限満了まで履行することができる。
- 雇用組織は、暫定規定施行前に使用している派遣労働者数が規定に合致する比率に引き下げる前に、新たに派遣労働者を使用してはならない。

所見

- 当該規定の目的は労務派遣に関する問題点を明確にすることにより、派遣労働者の平等権益を保障することにある。対応策としては、雇用組織は現在執行している労務派遣協定を審査し、非派遣労働者が臨時的、補助的もしくは代替的な業務職位に就くことを確保するといった措置が考えられる。また、雇用組織が現在使用している派遣労働者数について、その被雇用者総数の10%を超えている場合、暫定規定実施日(即ち、2014年3月1日)から2年以内に規定比率へ引き下げることをお勧めする。

2、その他の通達

- ▶ 『中華人民共和国海洋環境保護法』など七つの律改正に関する決定(主席令[2013]8号)
- ▶ 中国農業銀行における三農事業部が農業に係る営業税に向ける優遇政策に関する通知(財税[2014]5号)
- ▶ 中国(上海)自由貿易試験区における国際船舶運輸及び国際船舶管理業務に対する外商投資比率の増加に関する通達(交通運輸部公告[2014]2号)

関税法規

- ▶ 国内販売保税貨物の関税評価額の決定に関する通達(海関総署公告[2014]14号)

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

北京

松浦 康雄 監査
matsuura.yasuo@cn.ey.com +86-10-5815-2389

高浜 学 税務・移転価格
manabu.takahama@cn.ey.com +86-10-5815-2834

平澤 尚子 税務・移転価格
naoko.hirasawa@cn.ey.com +86-10-5815-2115

阿部 信臣 監査
abe.nobuomi@cn.ey.com +86-10-5913-5111

大連

佐々木 大 監査
dai.sasaki@cn.ey.com +86-411-8252-8999

上海

高橋 臣一 監査
shinichi.takahashi@cn.ey.com +86-21-2228-2740

坂出 加奈 税務・移転価格
kana.sakaide@cn.ey.com +86-21-2228-2289

江 海峰 金融
alex.jiang@cn.ey.com +86-21-2228-2963

顧 崢 監査
sharry.gu@cn.ey.com +86-21-2228-2367

田中 勝也 監査
katsuya.tanaka@cn.ey.com +86-21-2228-5173

金杉 喜文 監査
yoshifumi.kanasugi@cn.ey.com +86-21-2228-2718

長谷川 敬 金融
takashi.hasegawa@cn.ey.com +86-21-2228-5275

三井 貴子 監査
mitsui.takako@cn.ey.com +86-21-2228-4412

篠崎 洋樹 税務
hiroki.shinozaki@cn.ey.com +86-21-2228-3029

久保田 順一 M&A
junichi.kubota@cn.ey.com +86-21-2228-4749

広州

長内 幸浩 監査
yukihiro.osanai@cn.ey.com +86-20-2881-2675

富永 和晃 税務
kazuaki.tominaga@cn.ey.com +86-20-2838-1456

内野 健志 監査
takeshi.uchino@cn.ey.com +86-20-2881-2720

深圳

玉城 正勝 監査
masa.tamashiro@cn.ey.com +86-755-2502-8192

香港

重富 由香 監査
yuka.shigetomi@hk.ey.com +852-2629-3907

中野 強 監査
tsuyoshi.nakano@hk.ey.com +852-2629-3031

榑原 史典 監査
fuminori.sakakibara@hk.ey.com +852-2629-3954

水永 真太郎 金融
shintaro.mizunaga@hk.ey.com +852-2849-9395

東京

EY税理士法人 中国デスク

笠原 健司 税務・移転価格
kenji.kasahara@jp.ey.com +81-3-3506-2396
崔 虹 税務
hong.cui@jp.ey.com +81-3-3506-2245

新日本有限責任監査法人 マーケット本部 JBS部

関口 俊克 中国ビジネス一般
Sekiguchi-tshkts@shinnihon.or.jp +81-3-3503-1131
松原 充哉 中国ビジネス一般
matsubara-mts@shinnihon.or.jp +81-3-3503-1131

新日本有限責任監査法人 マーケット本部 新興国コンサルティング室 中国デスク

工藤 敏彦 中国ビジネス一般
kudo-tshhk@shinnihon.or.jp +81-3-3503-1844

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で167,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2014 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03000624

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしておりません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china